

令和5年度 第3回名古屋市日中サービス支援型グループホーム運営評価会議
評価結果（令和5年10月16日開催）

（事前評価）

法人名称	ソーシャルインクルー株式会社
事業所名称	ソーシャルインクルーホーム名古屋大西2号館
事業所所在地	愛知県名古屋市港区茶屋新田土地区画整理地122街区2の一部
評価結果	<p>下記の内容に留意し、適切な事業運営を実施されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・当事者及び関係者からの直接的な面談等による情報収集を丁寧に行うことで、リスク及び必要な支援方法を共有した上で、受け入れができるように体制を整えること。・グループホームは、障害を抱えている方それぞれ、個の人格をもって暮らす場であるため、その暮らしの支援に携わる管理者やサービス管理責任者、生活支援員、世話人は、それぞれの人権に配慮した立場で、実直な支援体制の構築に努めること。・日中サービス支援型グループホームの趣旨を踏まえ、本事業所において安定的に利用者を受け入れるために必要な体制を検討し、特に支援において中核となる管理者とサービス管理責任者の確保や育成に努めること。・入居者を受け入れるにあたって、人材の確保と質の維持は必須であることから、ホームの開所時には、必要な人員を確保すること。また、職員の離職は支援の質の低下になることから、非常勤職員も含めた従業者それぞれの技術や経験に合わせた研修に努め、受け入れ可能な体制を整えること。・虐待防止等の観点から、利用者の生活が閉鎖的なものとならないように、社会生活の機会を確保すること。また、地域に開かれた事業所とするために、積極的な自立支援連絡協議会等への参加を通じて、地域との関わりを広げ、関係性を深めることで、地域生活支援の中核的な役割を見出し、必要な創意工夫を実践につなげること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・自らの意思を決定することが難しい利用者のために、意思を尊重した入居やサービス提供の決定に必要な配慮を行うこと。・個々の利用者の希望や状況を積極的にモニタリングすることによって、積極的な支援方針の検討を行うこと。・他のグループホームでの事故発生時の対応の仕組みの職員間の共有の徹底を図ることで、既存の組織的な取組みが形骸化しないよう、事故発生に対する職員の意識を高め、人権侵害という結果を生まないように徹底すること。・現場から挙げられるヒヤリハット事例を把握し、その内容を検討した上で、本事業所の従業者の技術・経験に合わせた内部研修を実施すること。・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援など、権利擁護の必要な利用者への説明を行い、公的制度の活用に取り組むこと・港区という地域特性を踏まえ、関係部局や地域の実情に応じた関係者・機関と相談の上、防災計画の充実に努め、災害時に、対応が可能な体制を整えること。 |
|--|--|